

ようこそ川崎町へ企業立地応援条例制度概要

《概要》

川崎町内に事業所（※１）を新設、移設又は増設（※２）した企業者（※３）又は産業用地に開発（※３の事業に供する開発）した企業者に対し、投下固定資産額や新規常用雇用者数、開発工事費のうちインフラ整備に要した費用に応じて、以下の奨励措置等を講じます。ただし、奨励措置等を受けるためには、指定企業者の申請による認定を受けなければなりません。 **条例第１・２・３条関係**

※１．工場、事務所など事業の用に供する施設

※２．町外の企業者が町内に事業所を新設、又は、町内の企業者が町内に事業所を移設、増設

※３．農業、林業／漁業／鉱業、採石業、砂利採取業／建設業／製造業／電気・ガス・熱供給・水道業／情報通信業／運輸業、郵便業／卸売業、小売業／金融業、保険業／不動産業、物品賃貸業／学術研究、専門・技術サービス業／宿泊業、飲食サービス業／生活関連サービス業、娯楽業／教育、学習支援業／医療、福祉／複合サービス業／サービス業（他に分類されないもの）の事業を営むもの。ただし、ソーラーパネル等を設置して売電する事業及び老人福祉・介護事業を除く。

◆指定企業者の認定条件 ※次のいずれかに該当することが必要 条例第 11 条関係

○投下固定資産額（家屋及び償却資産の取得価格並びに固定資産賃借料 3 倍額）が 3,000 万円以上

○新規常用雇用者数（雇用期間の定めのない者）が 5 人以上

○複数の区画を有する開発面積 5 ヘクタール以上の産業用地に係る開発事業

《奨励措置等》

①ようこそ川崎町へ助成金（投下固定資産分） 条例第 4 条関係

投下固定資産額	助成金額	交付限度額
3,000 万円以上 1 億円未満	投下固定資産額 × 1%	5,000 万円
1 億円以上 3 億円未満	投下固定資産額 × 3%	
3 億円以上 5 億円未満	投下固定資産額 × 5%	
5 億円以上	投下固定資産額 × 7%	

※事業開始日において投下固定資産額が該当すること

※移設、増設の場合は、助成金額（交付限度額）の 50%

②ようこそ川崎町へ助成金（新規常用雇用者分） 条例第 4 条関係

新規常用雇用者数	助成金額	交付限度額
5 人以上 10 人未満	100 万円	左記助成金額のとおり
10 人以上 20 人未満	200 万円	
20 人以上	300 万円	

※事業開始日において新規常用雇用者数が該当すること

※移設、増設の場合は、助成金額（交付限度額）の 50%

③用地取得助成金 条例第 5 条関係

用地面積	建築面積	助成金	交付限度額
3,000 (1,500) ㎡以上	1,000 (500) ㎡以上	用地取得価額 × 10%	1,000 万円

※新設で用地取得日から 3 年以内に事業を開始すること

※括弧書きは中小企業者の場合

④雇用促進奨励金 条例第6条関係

新規常用雇用者※1	奨励金額	交付限度額
町外居住新規常用雇用者	10万円×雇用者数	500万円
町内居住新規常用雇用者	20万円×雇用者数	
町内居住新規学卒常用雇用者	30万円×雇用者数	
転入新規常用雇用者	40万円×雇用者数	

※1. 雇用開始日から引き続き1年以上雇用したもの

※事業開始日から起算して3年までの間に、新規常用雇用者を雇用すること

⑤固定資産税の課税免除 条例第7条関係

免除対象固定資産	免除額	免除年数
土地、家屋及び償却資産	免除対象固定資産に係る税額	5年間

※他条例により免除されている場合は、適用除外とすること

※増設の場合は、増設前に課された土地、家屋及び償却資産を除く

⑥下水道事業受益者負担金又は分担金の減免 条例第8条関係

下水道事業区分	減免額
川崎町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例	負担金×50%
	分担金×50%

※負担金又は分担金は、土地面積（㎡）×350円

⑦産業用地開発助成金 条例第9条関係

対象経費	助成金額	交付限度額
開発工事費のうちインフラ整備に要した経費	対象経費×50%	5,000万円

※インフラは道路施設、排水施設、水道施設、消防水利施設

※工事の着手から3年以内に事業が完了していること

※交付を受けた産業用地開発助成金相当額を土地分譲価格に上乗せしないこと

《奨励措置等の申請手続き等》 規則第2条関係

ようこそ川崎町へ企業立地応援条例に係る奨励措置等を受けるためには、事業開始日の30日前までに指定申請が必要です。

※平成27年4月1日以降に申請される企業が対象となります。

※助成金及び奨励金については、複数年に分割して交付することがあります。

《その他》

みやぎ企業立地奨励金制度など、他にも優遇措置を受けられる場合がありますので、お気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】

宮城県川崎町 地域振興課 企業誘致係

TEL 0224-84-2117（直通）

E-mail chishin@town.kawasaki.miyagi.jp

川崎町全体にてサポートさせていただきますチョコ～！！



川崎町ゆるキャラ「チョコえもん」